

## 「虹ねっと」連絡会規約

### (目的)

第 1 条 「虹ねっと」連絡会（以下連絡会という。）は、医療従事者と介護従事者の連携強化を図るための取り組みである「虹ねっと」を多職種協働で進行するために設置する。ひいては、疾患を持った方（高齢者）、その家族が安心して地域で生活できることを目的とする。

### (委員)

第 2 条 この連絡会の委員の構成は次のとおりとする。

(一社) 豊中市医師会 1名

(一社) 豊中市歯科医師会 1名

(一社) 豊中市薬剤師会 1名

豊中市介護保険事業者連絡会 5名

豊中市訪問看護ステーション連絡会 1名

豊中市地域包括支援センター連絡協議会 1名

豊中市病院連絡協議会 1名

(一社) 豊中市理学療法士会 1名

豊中市（健康政策課、市立豊中病院、長寿社会政策課、長寿安心課） 各1名

### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は4月1日から3年間とする。

2 任期の満了前に退任した委員の代わりとして選出された委員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

### (会長及び副会長)

第 4 条 連絡会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (顧問)

第 5 条 顧問を置くことができる。

2 顧問は、連絡会の会長経験者から1名を会長が指名する。

3 顧問は、連絡会の事業に関する事項につき、連絡会の求めに応じ助言その他の協力を行う。

### (会議)

第 6 条 連絡会の開催は基本的に3ヶ月に一度の開催とし、会長が招集する。

連絡会は必要があると認める時は構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

### (事務局)

第 7 条 連絡会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局は豊中市長寿安心課が行なう。

(事業)

- 第 8 条 連絡会は目的を達成するため、次の事業を行う。  
連絡及び調整  
虹ねっとの企画・立案  
虹ねっとの開催  
その他、この会の目的達成に必要な事業

(部会)

- 第 9 条 連絡会は、特定の分野等について中長期的に取り組む必要がある時には、「部会」を置くことができる。
- 2 部会に部会長を置き、部会長は虹ねっと連絡会において認めた者とする。
  - 3 部会長が必要と認めるときは委員以外の者を会議に参加させることができる。

(ワーキンググループ)

- 第 10 条 連絡会は、この会の目的を達成するための各課題に対応する必要がある時には、活動期間を定めてワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長は虹ねっと連絡会において認めた者とする。
  - 3 座長が必要と認めるときは委員以外の者を会議に参加させることができる。

(守秘義務)

- 第 11 条 委員は職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(変更)

- 第 12 条 この規定の変更は連絡会の承認を必要とする。

附則

この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。